

船舶事故調査報告書

平成22年9月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成21年11月22日 17時00分ごろ
発生場所	福井県越前町越前岬北西沖 <small>おしま</small> 雄島灯台から真方位293° 17.4海里（M）付近 （概位 北緯36° 21.9′ 東経135° 47.2′）
事故調査の経過	平成21年11月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <small>たいざん</small> 泰山丸、14トン FK2-2185（漁船登録番号）、個人所有 15.45m(Lr)×3.93m×1.75m、FRP ディーゼル機関、478kW、昭和52年12月 B 漁船 <small>きんしょう</small> 金松丸、14トン FK2-1721（漁船登録番号）、個人所有 16.82m(Lr)×4.26m×1.89m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数150、昭和51年5月30日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年8月19日 免許証交付日 平成18年7月21日 （平成23年8月18日まで有効） B 船長B 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年8月23日 免許証交付日 平成19年2月5日 （平成24年8月22日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A バルバスバウ前端の外板にき裂及び剥離 B 左舷船首外板に破口
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員2人が乗り組み、越前岬北西方約25Mの漁場で、かにの漁獲を目的とした底びき網漁を操業していたが、漁場を移動するため、船長Aが、単独で航海当直につき、約6ノット（kn）の速力で手動操舵により北東進した。 船長Aは、約1knの速力でほぼ北に向けてえい網中のB船の船首方を、右舷側に約0.5M隔てて通過したころ、僚船から無線で漁場の情報

	<p>を得たので、左回頭して反転し、同情報の漁場に向けて南西進した。しかし、同漁場では既に他船が操業していたので、再度左回頭して反転し、針路を約040°（真方位、以下同じ。）として当初予定していた漁場に向かった。</p> <p>船長Aは、B船を右舷側に約0.5M隔てて通過できるものと思込み、B船に対する見張りを行っていなかったため、えい網しながら北北東進中のB船に接近していることに気付かずに航行した。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員3人が乗り組み、越前岬北西方約25Mの漁場で、かにの漁獲を目的とした底びき網漁を操業中、船長Bが、単独で航海当直につき、約010°の針路及び約1knの速力で、手動操舵によりえい網した。</p> <p>船長Bは、A船がB船の船首方を左方から右方に向けて通過したのを視認したが、その他には他船を認めなかったことから、周囲の適切な見張りを行わなかったため、A船が左舷後方から接近していることに気付かずに航行した。</p> <p>船長Bは、船首甲板で作業中の甲板員の大声でA船の接近に気付き、機関を全速力後進としたが、両船は、平成21年11月22日17時00ごろ、雄島灯台から293°17.4M付近で衝突した。</p> <p>事故後、A船は自力で越前漁港に帰港し、B船は台船に引き上げられ、同漁港に帰港した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 南、風力 5、視界 約2M、日没時刻 16時45分</p> <p>海象：波高 約2m</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船は、緑色全周灯及び白色全周灯を連掲し、両舷灯及び船尾灯を表示していた。また、両船とも、レーダー及びGPSプロッターを使用しており、汽笛を装備していたものの、吹鳴しなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、越前岬北西沖を北東進中、船長Aが、B船を右舷側に約0.5M隔てて通過できるものと思込み、適切な見張りを行っていなかったため、低速力でえい網しながら北北東進中のB船に、追い越す態勢で接近していることに気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>B船は、越前岬北西沖を低速力でえい網しながら北北東進中、船長Bが適切な見張りを行っていなかったため、左舷後方から追い越す態勢で接近するA船に気付かずに航行したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、越前岬北西沖において、A船が北東進中、B船が低速力でえい網しながら北北東進中、両船がともに適切な見張りを行っていなかったため、衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	